

○議案第49号 守口市民体育館条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、市民体育館について、現在の維持管理経費を基に算定した利用料に改定し、受益者負担の適正化を図り、あわせて、条例に規定する金額等を上限として、指定管理者が市長の承認を得て利用料を定めることができるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、現在、市民体育館は、おおむね高い稼働率を確保しているものの、部屋ごとの利用状況から見れば、例えば大体育室は、市内外から集客を期待できるイベントを、より多く誘致することができる余地があると考えられる。

また、モニタリング制度などで利用者のニーズをよりの確に把握していくことも求められる。

よって、市として、これまでの利用状況などの分析を詳細に行った上で、次期指定管理者の選定にあたりとともに、引き続き、指定管理者制度を有効に活用し、サービス向上やより一層の施設の活性化が図られるよう努められたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、大藤委員におかれましては、現在でも近隣市の類似施設より利用料は高く、施設の改修予定がないにもかかわらず、さらなる料金引き上げについては認められないなどの理由により、福西委員におかれましては、利用料の引き上げにつながるものであり、利用者負担を求めながらも現時点ではサービス向上を図る観点が見えないなどの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。